

答申第 665 号

平成 29 年 12 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 31 日付けで諮問された特定企業との確認書締結に関する文書不
存在の件（諮問第 756 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定企業との確認書締結に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年6月5日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定企業との確認書締結に関する文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年6月15日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年6月21日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書にどのような文書であるか記載がなく、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第9条に規定する保存期間のどの区分により公開拒否したのか、あるいは、廃棄したのか滅失したのか要因も示さず、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしい。
- (2) 神奈川県行政手続条例第9条第2項の趣旨に照らすと、本件処分は審査請求人に認められている情報提供を求める法的利益を否定し侵害するものとして、違法とまでは言えないが不当である。
- (3) 条例第1条の趣旨に照らすと、本件処分の理由付記には、本件対象文書についての具体的な文書名の記載がなく、県民に対する説明責務の放棄である。実施機関は、条例の目的を理解しておらず、情報公開制度を形骸化することは許すことができない。
- (4) 実施機関は、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、神奈川県情報公開審査会に諮問することなく、本件処分を職権により取消し審査請求人が公開を求める趣旨

と合致すると認められる文書について改めて公開するか否か裁決をするべきである。

4 実施機関（産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の存否について

特定企業は、平成19年1月に、本県が定めた本県に施設等を立地した企業に対する施設整備等助成制度（以下「本件助成制度」という。）に基づく補助申請をしており、合わせて、同月に実施機関との間で本件助成制度に関連した確認書を交わしている。本件助成制度は、平成16年10月から開始した制度であるため、本件対象文書は、本件助成制度開始から平成19年1月までの間に、実施機関において作成した文書であると考えられる。

この期間において、本件対象文書は、規則第4条第4項に規定するファイル基準表において、平成16年度から平成17年度までの間は「工場等立地・移転動向」、平成18年度は「企業訪問等報告」に分類し、規則第9条の規定に基づき保存期間を5年と定めて保存及び管理を行っていた。

このことから、本件対象文書は規則に基づき、5年間実施機関で保存された後、保存期間満了に伴い、平成22年度から平成24年度までの間の各年度において神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）に引き渡されたものと認められるため、公開拒否決定をしたものである。

なお、本件対象文書の検索にあたっては、実施機関の文書キャビネット及び書庫並びに所属サーバ内にある電磁的記録についても、くまなく検索を行ったが、存在しなかった。また、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとされる文書についても存在しなかった。

(2) その他

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張するが、本件処分に当たっては、「保存期間が満了したため」と本件対象文書が物理的に存在しないこと及びその理由を明記していることから、この点に不備はない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関は、本件対象文書の保存期間は5年であり、文書の作成又は取得があった場合であっても、保存期間満了により、公文書館に引渡しが行なわれていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

イ 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

ウ そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件対象文書は、本件助成制度を開始した平成16年10月から実施機関が誘致活動を行った特定企業が本件助成制度に基づく補助申請をした平成19年1月までの間に作成又は取得した文書であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が5年となることが認められる。

このことから、これらの文書は、平成16年度から平成18年度までの間の処理済文書となり、平成22年3月31日から平成24年3月31日まで間にそれぞれ5年実施機関において保存された後、順次公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。

そして、前記のとおり、公文書館に引き渡された文書については歴史資料として保存されるか又は廃棄されることにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引渡しが行なわれているとして不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。

(2) その他

審査請求人は、本件処分に係る理由付記に不備がある旨主張しているため、以下、この点について検討する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

このことを踏まえると、公開請求の対象とされた行政文書が不存在である場合には、物理的不存在と、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、条例第3条第1項の行政文書に当たらないとする法的不存在とを区別して記入する必要があるが、前者にあつては、公開請求の対象とされた行政文書を作成又は取得していないため、若しくは、保存期間を満了し廃棄済みであるためといった物理的不存在の理由についても明記する必要があると解される。

これを本件についてみると、実施機関は、本件処分の理由について、保存期間が満了したためと記載しており、本件対象文書が廃棄又は行政文書性を欠くことが想定されうることから、審査請求人が主張するような理由付記の不備とまではいえないものの、理由付記の趣旨にかんがみれば、本件対象文書の保存期間や、保存期間満了後廃棄又は公文書館への引渡しのいずれが行われたかなどについても具体的に明記することが望まれる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 7 月 31 日	○ 諮問
10 月 25 日 (第 177 回部会)	○ 審議
11 月 29 日 (第 178 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 29 年 12 月 8 日現在) (五十音順)